

上毛町立小中学校及び大平保育所給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 事業目的

本町では、給食調理業務委託業者との契約期間が令和5年3月31日で終了することから、契約更新にあたり、新たに給食調理業務委託業者を募集する。

安全・安心な給食調理業務を継続して行うことができる優れた業者と契約することを目的に、業者の募集・選定はプロポーザル方式により実施する。

応募業者の提案を受け、町の選定基準により審査したうえで委託業者の選定を行う。

(2) 事業名及び所在地等

① 事業名

上毛町立小中学校及び大平保育所給食調理業務委託

② 委託施設名及び所在地等

ア 町立小学校

- ・上毛町立南吉富小学校（上毛町大字垂水1387番地）
- ・上毛町立西吉富小学校（上毛町大字緒方598番地1）
- ・上毛町立友枝小学校（上毛町大字東下1467番地1）
- ・上毛町立唐原小学校（上毛町大字上唐原1265番地1）

イ 町立中学校

- ・上毛町立上毛中学校（上毛町大字下唐原2141番地1）

ウ 町立保育所

- ・上毛町立大平保育所（上毛町大字下唐原2141番地1）

(3) 委託期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

(4) 委託料上限額（5年間）

328,020,000円（税込）

なお、内訳は次のとおり。

ア 町立小学校 198,660,000円

イ 町立中学校 71,280,000円

ウ 町立保育所 58,080,000円

※委託料は上記ア～ウに記載された各施設区分における5年間の委託額の総額及び施設毎の内訳を明記し、提案すること。なお、参考見積の金額が各施設区分の委託料上限額を超過した場合は失格とする。

2 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 提案の審査及び契約の方法

(1) 提案の審査

公募により、一定の参加資格を有する者から上毛町立小中学校及び大平保育所給食調理業務に関する提案を受け、上毛町立小中学校及び大平保育所給食調理業務受託業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出された提案書等の審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った者を受託候補者とする。

なお、提案書等の審査に関する必要な事項は、委員会においてこれを定める。

(2) 契約の方法

ア 契約は、それぞれ小学校4校分、中学校1校分、保育所1所分の契約とする。

イ 契約に際しては、提案の内容と本町の意向について協議調整を行ったうえ、合意が得られた時点で契約を行う。また、契約書に記載する項目の詳細については、受託候補者と協議のうえ、決定するものとする。ただし、契約締結後において、不測の事態等により契約内容等が著しく適当でないと認められるときは、その実情に応じ、甲乙協議のうえ委託料やその他契約内容等を変更するものとする。

4 審査基準

本提案は、「上毛町立小中学校及び大平保育所給食調理業務委託における受託業者選考審査基準」に基づき審査するものとする。

5 提案参加資格

- (1) 本提案への参加は、法人格を有する単独企業とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当していないこと。
- (3) 上毛町長及び福岡県知事のいずれからも委託業務につき、指名の停止を受け、その停止期間中ではない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始決定の申立てをしている者でないこと。
- (6) 提出された書類に虚偽の記載等がないこと。
- (7) 福岡県内に本社・支所・営業所等を有すること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (9) これまで小学校または中学校を対象とした学校給食調理の受託実績を3年以上有しているもの、かつ学校給食センター等の大量調理施設（同一献立を1回300食以上又は1日750食以上提供する調理施設）での調理経験を5年以上有し、かつ集団給食施設での調理業務契約を現在締結していること。
- (10) 「上毛町立小中学校給食調理業務委託仕様書」及び「大平保育所給食調理等業務委託仕様書」に基づく業務の履行が可能であること。
- (11) 公告の日前6月以内に手形または小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年経過していること。

- (12) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

6 提案参加に関する説明資料

次のいずれかの方法で説明資料を入手する。

- (1) 上毛町のホームページ (<http://www.town.koge.lg.jp/>) からダウンロードする。

- (2) 次の場所に直接受け取りにくる。

上毛町教育委員会 教務課 学務係

所在地 〒871-0992 上毛町大字垂水1321番地 1

電 話 0979-72-3165 (内線174)

- (3) 配布期間

令和5年1月10日(火)～20日(金)の開庁時(午前8時30分～午後5時15分)

7 提案への参加申込及び辞退

- (1) 提案意思表明関係書類

提案への参加を希望する者は、必要事項を記入のうえ以下のものを提出すること。

① 様式1「応募意思表明書」

② 「事業経歴書」(様式任意)(ただし、過去の同種業務の受託実績を記載のこと)

③ 様式11「委任状」(代理人を定める場合)

また、提案参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、様式10「辞退届」を提出すること。

- (2) 提案意思表明書の提出期間

令和5年1月10日(火)～20日(金)の開庁時(午前8時30分～午後5時15分)

- (3) 提出先

上毛町教育委員会 教務課 学務係

所在地 〒871-0992 上毛町大字垂水1321番地 1

電 話 0979-72-3165 (内線174)

- (4) 提出方法

上記(3)へ直接持参または郵送等による。

なお、郵送等で提出する場合は、令和5年1月20日(金)の午後5時15分まで必着とする。

- (5) 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果は、審査終了後に郵送により一斉通知する。

8 実施要領に関する質問

様式9「質問書」により、次のとおり受付及び回答を行う。

- (1) 受付期間

令和5年1月10日(火)～16日(月)正午

- (2) 提出先

上記7(3)に同じ

- (3) 提出方法

上記(2)へ直接持参またはFAX(0979-84-8021)による。

- (4) 回答日
令和5年1月17日（火）
- (5) 質問に対する回答方法
質問に対する回答をとりまとめのうえ、随時参加者全員に対し、FAXにて通知する。
- (6) その他
受付期間経過後の質問及び指定した方法以外での質問は一切受け付けない。
電話での質問は原則として受け付けない。

9 提案に関する質問

様式9「質問書」により、次のとおり受付及び回答を行う。

- (1) 受付期間
令和5年1月25日（水）～30日（月）正午
- (2) 提出先
上記7（3）に同じ
- (3) 提出方法
上記（2）へ直接持参またはFAX（0979-84-8021）による。
- (4) 回答日
令和5年1月31日（火）
- (5) 質問に対する回答方法
質問に対する回答をとりまとめのうえ、随時参加者全員に対し、FAXにて通知する。
- (6) その他
受付期間経過後の質問及び指定した方法以外での質問は一切受け付けない。
電話での質問は原則として受け付けない。

10 提案書の作成

- (1) 提案項目
提案書は次に示す項目に基づき作成することを基本とする。
 - ① 給食に対する基本的な考え方
 - ② 人員配置及び調理業務体制について
 - ③ 職員研修の方法及び内容について
 - ④ 安全衛生管理体制について
 - ⑤ 食中毒など非常時の対応について
 - ⑥ 学校・保育所との交流など、その他関連するもの
- (2) 提出書類
提案に際し、提出を求める書類は次のとおりとする。
 - ① 上毛町立小中学校及び大平保育所給食調理業務提案書
上毛町立小学校及び大平保育所給食調理業務委託プロポーザル申請様式集による。
 - ② 提案項目説明資料
 - ③ 上毛町立小中学校及び大平保育所給食調理業務委託費参考見積書

施設毎に人件費、法定福利費、福利厚生費、消耗品、事務費、営業管理費等に区分し提出。

- ④ 会社概要
 - ⑤ 様式4「給食受託実績」
 - ⑥ 様式5「給食に対する基本的な考え方に関する提案書」
 - ⑦ 様式6「調理業務実施方法に関する提案書」
 - ⑧ 様式7「事故発生時における対応に関する提案書」
 - ⑨ 様式8「衛生管理に関する提案書」
 - ⑩ 登記事項証明書（「履歴事項全部証明書」または「現在事項全部証明書」）（法人）
 - ⑪ 納税証明書（国税、都道府県税、市区町村税の滞納のない証明）
 - ⑫ 印鑑証明書の写し
- (3) 提出書類の受付期間
令和5年1月25日（水）～2月6日（月）の開庁時（午前8時30分～午後5時15分）
- (4) 提出先
上記7（3）に同じ
- (5) 提出方法
上記（4）へ直接持参または郵送等による。
なお、郵送等で提出する場合は、令和5年2月6日（月）の午後5時15分まで必着とする。
- (6) 提出部数
製本8部（提出する提案書は1案のみとする。）
- (7) その他
提出期限後の提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

11 プレゼンテーションの実施提案

プレゼンテーションの実施提案については、上記10による提出書類のほか必要な場合、提出書類の内容に基づくプレゼンテーションを行うものとする。

- (1) 実施日及び実施場所
令和5年2月16日（木） ※予定
上毛町大字垂水1321番地1 上毛町役場 第一会議室
- (2) プレゼンテーションの方法
 - ① 提案内容の説明 10分程度
提案した提案書及び会社概要等、調理業務で特に配慮している点について説明すること。
 - ② 質疑応答 10～20分程度
 - ③ 出席者 3名以内

12 結果通知について

- (1) 選定結果通知書により選定審査の結果を通知する。
- (2) 失格
 - ア 提案書等必要な書類をその提出期限内に提出しない場合。
 - イ 上記5の提案参加資格を満たしていないと判断される場合。

ウ プレゼンテーションを欠席、または指定した時間に遅刻した場合。

(3) その他

ア 特定者及び次点者名は上毛町ホームページで公表する。

イ 各審査項目の点数及び評価値を算出するための計算式等は公表しない。

ウ 選定結果に対する異議は、一切受け付けない。

13 経費の負担

(1) 経費の負担

提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。

(2) 提出書類

提出された書類は、返却しないものとする。また、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(3) 留意事項

本提案の審査は委託業者内定（候補者決定）のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約の際には協議を行い調整の後、双方合意に至った場合に契約を締結するものとする。